

家庭用ガスエンジンコージェネレーション機器補助金交付要綱

令和7年6月30日
環境局長決裁
最近改定 令和8年6月10日

(目的)

第1条 この要綱は、電気やガスエネルギーを使用した省エネルギー機器導入を支援するために、市が行う補助制度「補助金制度」の実施について必要な事項を定めることにより、補助金交付に関する業務の適正かつ円滑な運営を図り、本市における脱炭素型の都市構造の形成と効率的なエネルギー利用を促進することを目的とする。

(通則)

第2条 「家庭用ガスエンジンコージェネレーション機器補助金」については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金)交付要綱(令和8年3月31日 環地域事発第2603313号)、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領(令和8年3月31日 環地域事発第26033133号)、札幌市補助金等交付規則(令和8年3月31日 札幌市規則第24号。)(以下「規則」という。)、その他の法令及び関連通知の定めによるほか、この交付要綱に定めるところによる。

(補助金交付の対象機器及び補助金交付額)

第3条 補助金交付は、新築住宅及び既存住宅において、家庭用ガスエンジンコージェネレーション機器(以下「対象機器」という。)を設置する市民を対象とする。対象機器と補助金交付額は以下の別表1のとおりとする。

(補助対象費用)

第4条 補助金交付の対象となる費用(以下「補助対象費用」という。)は、家庭用ガスエンジンコージェネレーション機器補助金交付要綱実施要領(以下「要領」という。)に定める。

(申込方法)

第5条 補助金の交付を申込み者(以下「申込者」という。)は、申込書(様式1)及び誓約書(様式9)に必要事項を記載し、要領に従って申込まなければならない。

(補助金受領の要件)

第6条 前条に定める申込者は、補助金の交付を受けるために次に掲げる要件を全て満たしていなければならない。

- (1) 市民である者(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき、本市が備える住民基本台帳に記録されている者)(個人に限る)
- (2) 札幌市税を滞納していない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員、又は暴力団関係事業者(暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。)でない者

- (4) 令和8年4月1日から令和9年3月31日(以下「同一年度」という。)内において、本要綱による補助金交付決定を受けていない者
- (5) 次のいずれかに該当する者
 - ア 自ら居住する若しくは居住しようとする市内の住宅に、対象機器を自ら購入し、設置しようとする者
 - イ 市内にある対象機器付き住宅を購入し、購入年度と同一年度内に自ら居住しようとする者
- (6) 札幌市が毎年行う、第21条によるモニター調査に回答する者
- (7) これまでに、札幌市の補助金受領に関し、故意による虚偽や不正、市長が求める書類の提出を怠るなどを行っていない者

2 前項の規定に関わらず、規則第5条第3項第1号から第3号に規定する者は交付対象者としな

い。

3 申込者は、対象機器について次に掲げる要件を全て満たしていなければならない。

- (1) 国、札幌市等による同様の補助金等の交付を受けないものであること。
- (2) 別表3の耐用年数期間中は、設備を撤去(更新を含む)しないこと。

(対象機器の取得日の制限)

第7条 対象機器の取得日は、要領に定める補助事業開始日以降でなければならない。なお、取得日は、対象機器付き住宅を購入する場合、その購入日と同様の意味を持つこととする。

(申込の受理)

第8条 市長は、第5条による申込を受理し、補助金の交付を決定した場合には、補助金申請受理決定書(様式2-1)により申込者に通知するものとする。また、不受理とした場合には、補助金申請不受理決定書(様式2-2)により申込者に通知するものとする。

(申込の募集期間、申込受理の停止)

第9条 市長は、要領に定める募集期間において、申込を先着順に受理するものとし、受理した申込金額の合計が市の予算の範囲を超えた日(以下「予算超過日」という。)をもって、申込の受理を停止する。

2 前項の規定にかかわらず、市長は予算超過日に複数の申込があった場合は、当該複数の申込について抽選を行い、受理した申込金額の合計が市の予算の範囲を超えない範囲で受理するものを決定する。

(計画の変更及び中止)

第10条 第8条による申込書が受理された申込者(以下「補助金受領予定者」という。)は、申込内容を変更、又は対象機器の設置を中止する場合は、計画変更・中止届(様式3)を市長に提出しなければならない。ただし、以下の各号についての変更は認めないものとする。

- (1) 補助金の交付予定額の増額
- (2) 対象機器の変更及び追加

(手続代行者)

第11条 申込者及び補助金受領予定者は、この要綱に定める申込み及び交付申請手続について、対象機器を販売又は設置する者に対して、これらの申請手続の代行を依頼することができる。

- 2 前項に定める申込み及び交付申請手続の代行を依頼された者(以下「手続代行者」という。)は、依頼された手続に対し、誠意をもって実施するものとする。また、本手続の代行を通じ得た情報は、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)に従って取り扱うものとする。
- 3 市長は、第1項に規定する手続について、手続代行者が不正の手段によって手続を行った疑いがある場合、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、当該手続代行者の名称及び不正の内容を公表し、当分の間、手続の代行を認めないことができるものとする。

(補助金交付申請及び完了届)

第12条 補助金受領予定者は、対象機器の設置が完了し、対象機器を販売又は設置する者からの引き渡しを受けた後に、補助金交付申請兼完了届(様式4)及び別表2に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の補助金交付申請兼完了届は、要領に定める補助金交付申請兼完了届提出期限までに提出しなければならない。
- 3 前項の期日までに、補助金交付申請兼完了届を提出しなかった補助金受領予定者に対する補助金交付申請受理決定は無効とする。

(補助金交付の決定及び交付額の確定)

第13条 市長は、前条による補助金交付申請兼完了届の提出があったときは、その内容を審査し、補助金交付の適否を決定するとともに、申請内容が補助金交付要件を満たすと認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付決定及び確定通知書(様式5-1)により、補助金受領予定者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の審査において補助金交付条件に適合しないと認めるときは、補助金受領予定者に対して是正措置を求めることができる。
- 3 市長は、補助金受領予定者が前項の求めに応じないときは、補助金の不交付を決定し、補助金不交付決定通知書(様式5-2)により、補助金受領予定者へ通知するものとする。

(補助金の交付)

第14条 市長は、前条の規定により補助金交付額が決定した後は、速やかに補助金の交付手続を行うものとする。

(代理受領による補助金の請求)

第15条 補助金受領予定者は、第13条の規定にかかわらず、委任状を添付し、補助金支払請求先を変更し、市長に請求できるものとし、次項の範囲に該当する者が補助金受領予定者に

代わって補助金の請求及び受領を行うものとする。

- 2 補助金受領予定者が補助金支払請求先を変更できる範囲は次のとおりとする。
 - ア 補助金受領予定者の配偶者及び同一世帯のものに委任がなされている場合
 - イ 補助金受領予定者と手続代行者との間で、補助金請求及び受領に係る委任がなされている場合
- 3 第1項の請求に基づいた補助金の支払いがあった時は、補助金受領予定者に対して補助金の交付があったものとみなす。

(補助金の交付決定の取消)

第16条 市長は、第13条第1項の規定により通知を受けた補助金受領予定者(以下「補助金受領決定者」いう。)が次の各号のいずれかに該当した場合、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
 - (2) 関係法令及びこの要綱の規定に違反したとき。
 - (3) 第18条に規定する調査を正当な理由なく拒んだとき。
- 2 市長は、申請者が規則第17条第1項のいずれかに該当する場合は、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還等)

第17条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、補助金受領決定者に対して補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

- 2 補助金受領決定者は、返還の請求を受けた場合、その請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第19条第1項の規定に準じた年利で計算した加算金を併せて納付しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

(調査等)

第18条 市長は、この要綱による補助金交付に関し必要があると認めるときは、補助金受領予定者又は補助金受領決定者から報告を求め、自ら書類及び現地調査を実施することができる。

(近隣住民への配慮)

第19条 補助金受領決定者は、対象機器及びその付属品を設置する場合、設置場所、設備等について、近隣に居住する市民等に十分に配慮しなければならない。

(財産処分の制限)

第20条 補助金受領決定者は、補助金の交付を受けた対象機器について、法定耐用年数(別表3)を経過するまでの間、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

- 2 補助金受領決定者は、法定耐用年数の期間内に当該対象機器を売却し、譲渡し、交換し、廃

棄し、貸し付けし又は担保に供する(以下「処分」という。)ときは、あらかじめ財産処分承認申請書(様式6)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 3 市長は、前項の規定により承認申請があったときは、当該申請の内容を審査し、承認又は不承認を決定し、財産処分承認・不承認通知書(様式7)により補助金受領決定者に通知しなければならない。
- 4 市長は、補助金受領決定者が前項の規定による承認を受けて対象機器を処分したときは、補助金受領決定者が当該取得財産を取得した日の翌日を起算日とし、起算日から処分をした日までの日数(以下「対象機器使用期間」という。)に応じた補助額を返還させることができる。ただし、返還させる額については、次のとおり算定するものとし、対象機器使用期間については1年を超える場合は1年を365日、1年未満の場合は実日数とする。

$$\text{返還金} = \text{補助金額} \times \left(1 - \frac{\text{対象使用期間}}{\text{法定耐用年数の期間}} \right)$$

- 5 補助金受領決定者は、第3項の規定による承認を受けて、対象機器を法定耐用年数の期間内に処分したときは、財産処分報告書(様式8)を市長に提出しなければならない。

(モニター調査)

第21条 市長は、この要綱による補助金の交付を受けた者に対して、次に掲げる事項についてモニター調査を実施することができる。

- (1) 対象機器の使用状況等に関するアンケート調査、更新前後の光熱費、建物の建築年数、使用状況など
- (2) その他市長が協力依頼する事項

(関係書類の保管)

第22条 補助金受領決定者は、本要綱に基づく、工事契約書などの提出書類及び補助申請受理決定書(様式2)などの本補助金の交付に係る書類の本書を、別表3で定める期間内保存しなければならない。

(不可抗力による免責)

第23条 申込者及び補助金受領予定者は、天災地変等の不可抗力、戦争・暴動・内乱、法令の改廃制定、その他申込者、補助金受領予定者及び手続代行者の責に帰し得ない事由により、第5条に定める申込書及び第12条に定める補助金交付申請兼完了届を期限までに提出できない場合には、別途、札幌市と協議する。

(雑則)

第24条 この要綱に定めるもののほか、当該補助金に関し必要な事項は、環境局長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年6月27日から施行する。

附 則(令和 8 年 6 月 10 日一部改正)

1 この要綱は、令和 8 年 6 月 10 日から施行する。

別表1 補助対象機器と補助金交付額

補助対象機器	補助金交付額(円)
家庭用ガスエンジンコージェネレーション機器	補助対象費用の1/10(上限12万円)

注 1)補助金交付額は、千円未満の端数を切り捨てるものとする。

注 2)対象機器の要件及び補助対象費用は要領に定める。

別表2 補助金交付申請兼完了届(様式4)の添付書類

添付書類	
1	<p>補助金受領者の住民票の写し又は、運転免許証の表面及び裏面の写し、マイナンバーカードの表面の写し</p> <p>※記載されている住所と機器の設置場所が一致している場合に限る。</p> <p>※マイナンバーカードのICチップに記録された免許情報の確認画面の写しは受付できません。</p>
2	<p>対象機器の本体・設置部材費用及び工事費用と機器取得日(業務着手日)が判る書類</p> <p>例:見積書及び契約書 等</p> <p>※機器取得日が判る書類として、対象機器付き住宅を購入する場合は、住宅購入日が判る書類でも可とする。</p> <p>※対象機器の本体・設置部材費用及び工事費用の内訳がわからないものは受付できません。</p>
3	<p>新品を設置したことを証明できる書類</p> <p>例:機器の保証書の写し、製品証明書 等</p> <p>※機器取得日(引渡日)、対象機種、補助金受領者が記載されていないものは受付できません。</p>
4	<p>機器設置状況の写真</p> <p>※機器設置状況の写真及び機器の銘板など、写真の不明瞭な場合は受付できません。</p>
5	<p>工事費用を支払ったことが確認できる書類</p> <p>例:領収書、クレジットカードの使用明細書、住宅購入費の支払い証明に相当する書類等、補助対象機器の所有者が申請者であることを証明できる書類(ローン支払いの場合)</p> <p>※対象機器の本体・設置部材費用及び工事費用の内訳がわからないものは受付できません。</p> <p>※新築住宅(中古物件も含む)においては、住宅の所有権が補助金受領決定者(個人)となっていることが判る書類(例:住宅の引渡証明書、登記事項証明書(写しでも可))を添付すること。</p>
6	<p>補助金の振込先(銀行名・支店、口座名義(カタカナ)、口座番号)がわかる書類</p> <p>例:通帳の写し、インターネットでの表示画面 等</p>
7	<p>申請者用提出書類チェックシート(様式10)</p>

別表3 法定耐用年数

対象機器	法定耐用年数
家庭用ガスエンジンコージェネレーション機器	6年